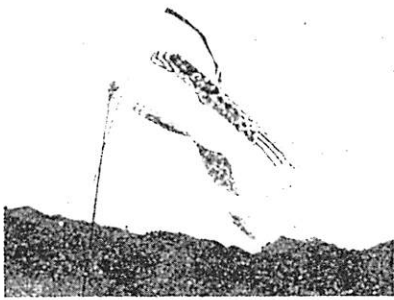


私たちは10年前 児童憲章を作り子供たちの幸福を守ることを約束した



児童憲章のことば	考えてみたいことがら
児童は人として尊ばれる。	あなたの家庭では、子供の座が守られているでしょうか子供の主張は、尊重されているでしょうか。
児童は社会の一員として重んぜられる。	あの子ども、この子ども、社会の子として、考えてやりましょう。子供たちのよいグループを育てていきたいものです。
児童はよい遊び場と文化財を用意され、悪い環境から守られる。	おとなの工夫で、よい遊び場をつくってやりましょう。よい映画、よい本を与えて、悪い映画や悪い本などの影響から子供たちを守ってやりたいものです。
児童は家庭で正しい愛情と知識と技術をもつて育てられる。	しつけは、子供の心身の発達にふさわしい方法で、お母さん同志の会議では、子供の問題も真剣に話しあう。
児童はよい環境の中で育てられる。	よい家庭環境、正しい親子関係を打ちたてる。
児童は虐待、隠蔽、放任その他不適当な取扱から守られる。	気づかない間に子供を酷使したり、反対に放任したりすることはないだろうか。
児童は適当な栄養と住居と被服が与えられ、また疾病と災害から守られる。	子供の健康には常に注意を。目の病気や虫歯の予防、病気や不慮の事故から、子供を守るため、手近かなところから注意を怠らないう。

この憲章を家庭や地域の中で、お互いが生かしていきたいものである。

農業委員会委員の選挙

5月14日即日開票

徳地町農業委員会委員は、昭和三十三年六月三日選挙当選された委員の任期が、この五月二十日満了となり、この五月二十日開票といたします。

そこで徳地町選挙管理委員会では、つぎの日程により、全町一區の大選挙区制でもって、新しい農業委員会委員選挙を行うことになりました。

この選挙で衆の当選を得られた方々は、前委員の任期の終了の日から、新しい委員として、活躍していただくわけですが、

農業基本法といわれる「農業基本法」の制定も確定となった現在、曲り角に立つたといわれる農業も一大転換を遂げようとしています。

この重大時期に際して、農業委員会の活動は、ますます重要度を加えてきました。

昭和三十三年五月十四日

農業基本法のはなし

No. 2 (資料による)

前号では、農業基本法ができるまでのいろいろの条件やいきさつについて書きました。今回からは、その内容に入つてあらまはを解説しましょう。

基本法は第一条で目標を定めていますが、それは、農業の生産性と農業者の生活という二つのことから目ざして定められています。すなわち

- 1 他の産業との生産性の格差が是正されるように、農業の生産性を向上させること。
- 2 他産業従事者と均衡する生活を営むことができるようにすることを目標としておきます。

農業は土地と結びつき、自然相手の有機的産業ですから、他産業に比べて、いろいろ不利な制約を背負っており、生産性の向上は遅れがちです。

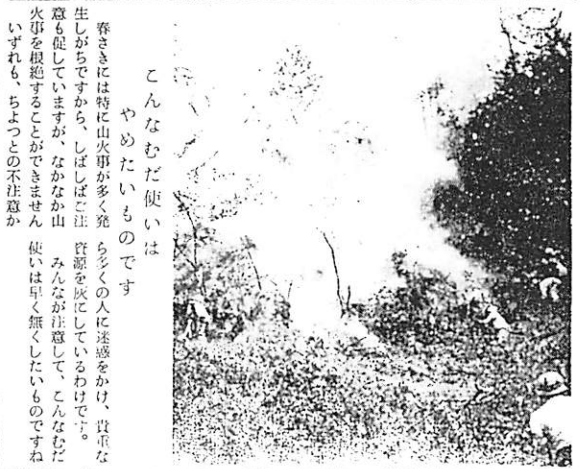
また農産物の需要も、所得の増加につれて、他の商品のように高価の伸びが鈍いものでもありません。さらに生産者が老弱、多岐であるため流通の面でも不利になるなど、自然、経済、社会のいろいろな面になつて制約があり、その

ため他産業とくらべて不利となつておりました。そこで農業が他産業と均衡のとれた発展を遂げるためには、これらの不利をカバーし、他産業と同じ条件をそろえることが必要となつてきます。

この不利を補正するのだという因の意志をはつきり打ちだしているわけです。

他産業との生産性の格差の是正は、先づ第一歩で、実はなかなか難しい概念です。生産性というの、例えれば、一日の労働で米が何斗、他産業との格差の是正は、例えれば、一日の労働で米が何斗と鉄が何トンと鉄と米とを比較することです。米と鉄とを比較するのは、異種産業間では、本当にできないし、異種産業間では、本当にできないので、これを比較するためには、共通のものさしとして、価格を使います。米の数量、鉄の数量に価格をかけて、所得の形になおして比べます。

農業の生産性が、他産業に比べて、三四割というの、このように比較生産性(産業別、生産者別)を算出する。その結果、他産業と同じにすることが必ず



こんなむだ使いはやめたいものです

春さきには特に山火事が多く発生しがちですが、しばしば注意を促していますが、なかなか山火事は根絶することができません。ちよつとの不注意が

春さきには特に山火事が多く発生しがちですが、しばしば注意を促していますが、なかなか山火事は根絶することができません。ちよつとの不注意が

農業近代化資金の貸付制度できる

限においては昭和三十三年六月から農林業資金の一部、すなわち、畜産改良資金、農業改良資金、農業近代化資金を統合して新たに農業近代化資金を設け、準備をすすめています。

貸付額の最高額は、(個人の場合)最高一〇〇万円(特定)のものについては二〇〇万円まで)

〇団体については、最高一千万円程度となる予定です。

(参考)

限においては、三月二十八日、山口県農業近代化資金助成条例が公布され、四月一日から施行されています。

詳細の点については、検討中ですから、近く具体化せられること無くなる可能性を思っています。

春季交通安全運動

クイズにご応募を

複雑で困難な交通事情の下で、すべての人々が、正しい交通のあり方、正しい交通秩序を確立し、道路交通の安全と円滑をはかりましょう。

その目標を達成するために

- 1 お互いが譲りあひの気持ちを持ち、高めます。
- 2 正しい歩行を守りましょう。
- 3 秩序のある運送を励行しましょう。
- 4 車主や運転者、歩行者も、それぞれの義務を守りましょう。
- 5 交通環境を整備しましょう。
- 6 交通クイズ募集

1 問題

人は〇車は〇〇〇〇交通をよ〇〇〇道路は〇〇〇〇事故のない明るい〇〇や村を〇〇くらしよう

2 ときかた

〇がふせてあるところに該当文字を記入し、住所、氏名、年令を明記すること。

3 応募資格

山口県内に在住する人。

4 回答は一人一枚とし、官製はがきにて、住所、氏名、年令を明記すること。

5 締切 昭和36年5月21日

6 送り先

山口県庁 山口県警察本部交通課 交通安全クイズ係

7 審査と賞金

出題者の原文と一致したものを正解とし、正解者多数の場合は抽せんによります。

一等 一名 一万円
二等 二名 各三千円
三等 五名 各一千円
四等 十名 各五百円
五等 三十名 各二百円

入賞者に通知する外、新聞紙上に発表します。